

インターネット上の誹謗中傷をめぐる
法的問題に関する有識者検討会
(第1回)

日時 令和3年4月27日(火)18時～
場所 公益社団法人商事法務研究会会議室
* オンラインにて開催

○司会（商事法務研究会） それでは、時間となりましたので、インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会を開催いたします。

この検討会は、法務省からのご相談を受けて、私ども商事法務研究会として立ち上げたものです。この立ち上げの経緯や趣旨について、法務省よりご説明いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○唐澤 法務省の唐澤でございます。本日はお忙しい中、本当にありがとうございます。早速ですが、検討会立ち上げの趣旨についてご説明申し上げます。

近年、SNSの普及に伴い、インターネット上での誹謗中傷に関する行政機関等への相談件数は増加傾向にあります。また、インターネット上の誹謗中傷は、名誉やプライバシー侵害を含め、あってはならない重大な人権侵害につながる場合もあり、大きな社会問題となっています。他方で、インターネット上の誹謗中傷をめぐるのは、インターネット上の表現の自由との関係で特有の法的問題があり、十分な議論が必要と考えられる論点も少なくないように思われます。

そこで、インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題について、憲法学や民法学のお立場、あるいは法律実務のお立場、さらには関係省庁の皆様からのご意見をいただきつつ、重要と考えられる様々な論点についてご検討いただくことが有益ではないかと考えました。

そのご検討に当たっては、表現の自由に十分配慮しつつも、救済されるべきものは適切に救済されるように、インターネット上の表現行為の違法性や差止請求権の判断の在り方、インターネット上の表現行為に対する行政機関やプロバイダ等の関与の在り方等について、今後の実務の運用の指針となるような考え方を示していただければ大変ありがたいと考えたところでございます。

このような考えを商事法務研究会にご相談申し上げたところ、ご賛同いただき、この有識者検討会を立ち上げていただくこととなったものでございます。

法務省といたしましても、この検討会の委員の皆様のご議論に資するよう、たたき台となる資料の作成を行うなど十分なお手伝いをさせていただき所存でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○央戸 それでは、座長を務めます私からも一言ご挨拶を差し上げたいと思っております。

インターネット上の誹謗中傷の問題につきましては、プロバイダ責任制限法の発信者情報の開示に関する改正法案が今国会で成立したほか、総務省が主宰しておりますプラットフォームサービスに関する研究会におきましても、事業者の削除等についての自主的な取組を促すべく、その議論がなされるなど、近時、大きな動きを見せているところであります。

このような中、インターネット上の誹謗中傷に関する表現行為の違法性などの法的問題について、憲法、民法、それから実務といった様々な観点から十分に議論を行うことは大変に有意義なことではないかと考えております。本検討会では、構成員の先生方、また関係省庁の皆様のご議論を通じて、実務の運用の指針となる考え方を示すことができると考えております。正直に申しますと、先輩の先生方が多くて大変心がひるむところもあるのですが、是非とも活発なご議論をお願い申し上げたいと存じます。

○**商事法務研究会** ありがとうございます。

続きまして、第 1 回目の検討会でございますので、委員及び関係省庁の皆様にご自己紹介をしていただきたく存じます。まずは、お手元にお配りしております名簿に従いまして、曾我部先生からお願いいたします。

○**曾我部** 京都大学の曾我部と申します。専門は憲法学でございます。憲法の観点からインターネットの問題について研究をしてきております。どうぞよろしくお願いいたします。

○**橋本** 橋本でございます。京都大学で民法を担当しております。主に不法行為を研究しているということで、今回メンバーに入れていただいたというようなことでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**巻** 上智大学で憲法を担当しております巻と申します。表現の自由は専門ではございませんが、最近では BPO の放送倫理検証委員会で勉強させていただいているところです。どうぞよろしくお願いいたします。

○**森** 弁護士の森でございます。この問題をめぐっては、以前は週に 2 回ぐらい裁判所に行きまして誹謗中傷、プライバシー侵害のコンテンツについてやり取りをし、連日のように書面を書いてというようなことをやっておりました。その意味では専門といえど専門なのですが、年次が上がるにつれて最近では行かなくなってしまっており、若干、情報がアップデートされていないところもありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○**森田** 東京大学の森田宏樹と申します。専門は民法ですが、そのほかにもいろいろな分野にわたる研究をしています。この問題についても以前から少し関与していたこともあり、今回参加させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○**唐澤** 法務省の唐澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**日下部** 法務省の日下部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○**佐藤** 法務省の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○**竹田** 法務省の竹田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**小川** 総務省の小川でございます。プロバイダ責任制限法の改正、また、昨年 9 月の「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」などを担当しておりまして、法務省の方々にも非常にお世話になっております。よろしくお願いいたします。

○**中川** 総務省の中川でございます。よろしくをお願いいたします。

○**岩井** 最高裁民事局で第一課長をしております岩井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○**野口** 同じく最高裁民事局の野口と申します。よろしくをお願いいたします。

○**商事法務研究会** どうもありがとうございます。本日は緊急事態宣言下ということもございまして、Web 会議の形式で進めさせていただきます。Webex というシステムですが、ご発言の際は、画面上で手を挙げていただくか、あるいは「反応」というボタンがございますので、この挙手機能等を使っていただくということもよろしいかと思っております。また、使い勝手等で分からないところがありましたら、チャッ

トなどでお問合せいただければと思います。私どももそう慣れているわけではありませんが、お調べしてお答えできるようにいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、事前にお送りした資料の確認をさせていただきます。本日は商事法務研究会で作成いたしました議事次第、委員等名簿、これは先ほどご覧いただいたものですが、そのほかとして法務省で作成いただいた資料1及び資料2、総務省で作成いただいた資料3-1と3-2を事前にお送りしております。それらの資料はお手元に届いていますでしょうか。不足がございましたら、ご指摘いただければと思います。

資料1は、本検討会でご議論いただくことが考えられる論点のたたき台に関する資料です。資料2は、法務省の人権擁護機関におけるインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の処理についての資料です。資料3-1は、総務省におけるインターネット上の誹謗中傷対策の取組についての資料、資料3-2は、今月5日に一般社団法人セーフターインターネット協会から公表されました「権利侵害明白性ガイドライン」です。それでは、これ以降の議事進行については、座長の宍戸先生にお願いしたいと思います。

宍戸先生、よろしくお願いたします。

○宍戸 ありがとうございます。それでは、議事次第に沿って進めさせていただきたいと思いますが、5まで終わりましたので、次に6の会議の名称についてです。先ほど、「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」ということで始めさせていただきましたが、今のところ「(仮称)」というものが付いています。この「(仮称)」を取るということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○宍戸 ありがとうございます。それでは、この会議の名称は正式に、「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」とさせていただきます。

次に、議事次第の7ですが、委員等名簿及び議事録の公表についてお諮りしたいと思います。この検討会で議論する話題につきましては社会的な関心が高いことから、委員の名簿については公表とし、また、透明性のある議論を進める関係から、どの発言をどの委員がおっしゃったということについて詳細な議事録を作成させていただき、これを公益社団法人商事法務研究会のホームページなどで公表するのがいいのではないかと考えております。もちろん今後、一部の資料に基づくご議論の内容によっては、個人のプライバシーや、その他人格権であるといったものに関わるものもあり得るところですので、これらの部分については非公表とさせていただきたいと考えております。また、本検討会の議事内容を商事法務研究会のホームページで公開する場合には、公開前に議事内容を公表しないように、私が一番危ないかもしれませんが、たとえばSNSで拡散するといったことをしないように、この場でご了解いただきたいと思いますと考えております。このような取扱いとさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○宍戸 ありがとうございます。それでは、委員等名簿及び議事録の公表について

は、今、私からご提案させていただいたとおりに取り扱うこととしたいと思います。

それでは、議事次第の8、本体の議論に移ります。本日は、まず論点整理として、検討会で取り上げるべき論点について委員の先生方にご議論いただきたいと考えておりますが、その前提といたしまして、インターネット上の誹謗中傷の問題について現状を把握するという観点から、最初に法務省人権擁護局から、同局における取組についてご説明いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○唐澤 それでは、インターネット上の誹謗中傷に対する法務省の取組についてご説明申し上げます。法務省の人権擁護機関では、全国の法務局、地方法務局で人権相談を受け付けており、この相談等を通じて人権侵害の疑いを認知した場合には、人権侵犯事件として立件し、調査を行った上で事案に応じた適切な措置を講じているところでございます。

インターネット上の誹謗中傷の投稿により被害を受けたという相談を受けた場合には、相談者の意向を踏まえた対応をしています。例えば、相談者がプロバイダ等に対して削除を依頼したいけれども、その方法が分からないという場合には、削除依頼の方法を具体的に助言するなどしています。このような場合には、援助の措置を講じたものとして人権侵犯事件を終了させています。また、相談者が法務省の人権擁護機関による削除要請を希望した場合には、事案に応じて、問題となる投稿が個人の権利利益を侵害する違法なものかどうかを関連する法令や裁判例に照らして慎重に検討し、違法性が認められるものに限り、プロバイダ等に対して削除要請をしています。

このように、法務省の人権擁護機関は、後で説明させていただきます識別情報の摘示の類型を除いて、個人の権利利益を違法に侵害する投稿についてのみ削除要請を行っています。そのため、プロバイダ等の規約等によれば削除の対象になるといった場合であっても、個人の権利利益を侵害するものであると認められない限り、削除要請を行うことはございません。

この法務省の人権擁護機関における違法性の審査は、まず相談を受けた法務局又は地方法務局において行われた後、その調査結果が法務省の人権擁護局に送付され、本省においても行われています。本省では、裁判官からの出向者や検察官という法曹資格者が必ず審査に関わっています。そして、その違法性の審査は、事実関係について可能な限りの調査を行って事実認定をした上で、関連する法令や裁判例、さらに必要に応じて学説等も十分調査検討して行っています。このような慎重な検討の結果、違法性が認められた場合、言い換えれば、仮に裁判であったとしても違法性が認められて削除請求が認容されるであろうと判断できた場合に限り、削除要請をしているということになっています。

それでは、お手元にごございます資料2の1枚目をご覧くださいと思います。この資料に、今ご説明しましたインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の処理の流れとともに、平成30年1月から令和2年10月までに処理をした人権侵犯事件数等を示しています。まず、左上の緑色の部分ですが、この期間中にインターネット上の誹謗中傷に関して受けた人権相談は1万9,687件です。そのうち、人権侵害の疑いを認知して人権侵犯事件として立件したものは、その下の青い部分

になりますが、5,223件となっています。このうち、プロバイダ等に対する削除依頼等の方法を具体的に助言するなどの援助の措置を講じたもの、これが右側の紫色の部分になりますが、2,501件となっています。

次に、法務省の人権擁護機関において違法性を判断し、これが認められて実際にプロバイダ等に対して削除の要請をしたものについては、オレンジ色の部分になりますが、1,203件となっています。違法性が認められなかった場合については、その右側になりますが、削除要請を実施いたしません。これが 895 件あり、侵犯事実不明確という処理をして事件を終結させています。このように、削除要請に至っているのは人権侵犯事件として立件したものの 2 割程度であり、法務省の人権擁護機関においては、表現の自由に十分配慮して慎重に違法性を検討した上で削除要請を行っています。

続きまして、資料 2 の 2 枚目をご覧くださいと思います。法務省の人権擁護機関が削除要請をした場合、どの程度の削除がされているかということのを事業者別に整理した資料です。先ほど述べましたとおりの審査を行った上で削除要請をしたものですので、事業者によってここまで削除対応率にばらつきがあるというのは、当方としてはいささか問題ではないかと考えています。例えば 12 番、13 番（海外事業者）をご覧くださいますと、一部の大手の海外事業者の削除対応率が低いことがお分かりいただけるとと思います。

なお、前提として件数の数え方ですが、この件数は投稿の数ではありません。削除要請の件数をベースとしたものとなっています。例えば、あるプロバイダ等が管理する掲示板の 100 個の投稿について削除要請をしたとしても、この削除要請の回数が 1 回であれば、削除要請件数としては 1 回になるということです。先ほど申し上げた 1,203 件の削除要請件数もこのようにカウントされたものです。この 1,203 件について、その後削除要請の対象となった投稿の全部又は一部の削除が確認されたものは 819 件で、率にすると右下に書いたとおり約 68% になっています。

もっとも、この資料の注書きの上から 2 つ目の※にもありますとおり、私どもの削除要請と削除されたこととの間の条件関係を厳密に特定することはできません。と申しますのも、削除要請の相手方となるプロバイダ等から、必ずしも削除要請を受けて削除したという返事が来るわけではありません。中には、地方公共団体が同時に削除要請をして、それに基づいて削除された可能性もありますし、投稿者やプロバイダ等による自主的な削除もあり得るところです。このように、この資料で示している削除対応率は、あくまでも削除要請後のある時点で削除されていることが確認できたということにとどまりますので、ご留意いただければと思います。

続きまして、資料 2 の 3 枚目をご覧ください。こちらの資料では、インターネット上の投稿について、大まかに 6 つの類型に分けて類型ごとの削除対応率の状況を整理しています。上側の「〔類型別全体〕」の表をご覧くださいと思います。一部の類型について補足してご説明申し上げます。この表の 5 番、「破産者情報」ですが、インターネット上の破産手続開始決定等を受けた者の氏名、住所などを投稿するといったものでして、特定の Web サイト上で行われていたものです。これについては削除対応率が顕著に低くなっていたのですが、昨年 7 月、個人情報保護委

員会がこの Web サイトの管理者に対して運営停止の命令を行いました。これによって Web サイトは閉鎖されました。ですので、現在は同種の事案は見当たらなくなっています。

次に、6番は「識別情報の摘示」としておりますが、これは特定の地域を同和地区であるなどと指摘する情報です。これについては、特定個人の権利利益の侵害があるとまではいえないということが通常であろうと思われませんが、このような情報をインターネット上に投稿する行為は、同和地区出身者に対する差別など人権侵害を助長、誘発するおそれが高いことから、言わば予防的に削除要請の対象としています。

これらの類型別の削除対応率を見ますと、特殊な事例である「破産者情報」を除くと、「私事性的画像情報」の削除対応率が若干高く、「識別情報の摘示」に関する削除対応率がやや低くなっているほかは、概ね全体の削除対応率と同程度の数字となっています。「私事性的画像情報」については、海外事業者や国内において個人でコンテンツを開設していると思われるような小規模のプロバイダ等で、削除要請に対して何らの応答もない、あるいは削除に応じないというものがみられます。また、AVへの出演を強要されたといった事例において、販売されたAVの映像やパッケージ写真の画像について削除要請をすることがありますが、これについては削除に応じていただけない場合が少なくありません。

次に、削除対応率の低い「識別情報の摘示」については、特に海外の事業者になかなか削除に応じていただけないといった現実があります。これは、部落差別が我が国固有の人権問題であるため、特定の地域を同和地区であると摘示することがどのような問題であるかを、海外の事業者にご理解いただくのがなかなか難しいといった事情によるものと考えています。

さらに、「プライバシー」や「名誉毀損」に関するものについては、前科等に関する情報や SNS のなりすましに関するもの、ほかの投稿の情報等も考慮して意味内容が初めて特定できるものなどです。日本法の下では違法な権利利益の侵害になるけれども、海外事業者等の規約には必ずしも違反しないといったものなどについて、削除対応率が低いというように認識しています。

法務省の人権擁護機関では、削除対応率を向上させるため、人権擁護機関への相談事案に関する認識について関係者間で共有を図るべく、総務省とともにプロバイダ事業者等との意見交換の場となる実務者検討会を開催するとともに、総務省のプラットフォームサービスに関する研究会にも出席して意見を述べるなどしています。今回の検討会は、このような従来からの取組とともに、インターネット上の表現行為の違法性や差止請求権の判断の在り方等について委員の皆様にご議論いただくことで、より当方の削除要請の技量を上げるとともに、事業者にとっても削除要請に関する理解を得るきっかけとなればという思いもあり、お願いしたものでもございます。

なお、今回お示しした資料 2 の 2 枚目と 3 枚目の事業者名につきましては、現時点では非公表とさせていただきたいと思っています。法務省からの説明は以上です。

○ 央戸 ありがとうございます。それでは、総務省から、総務省におけるインター

ネット上の誹謗中傷対策の取組についてご説明いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○中川 総務省の中川でございます。資料 3-1 に基づきまして手短にご説明させていただこうと思います。ページ数が多いため、適宜端折りながら説明をさせていただきます。

1 ページ目をご覧ください。こちらは「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」の概要です。昨今、大きな社会問題となっているいわゆるネット上の誹謗中傷への対応として、総務省において昨年の 9 月に公表した政策のパッケージです。こちらは、宍戸先生に座長を務めていただいているプラットフォームサービスに関する研究会の議論を踏まえて策定したものです。4つの柱になっていまして、順番に後ろのページに対応しているものです。簡単に 4 つの柱について説明させていただきます。

1つ目が、左上のユーザに対する情報モラル及び ICT リテラシーの向上のための啓発活動です。いわゆる啓発活動全般について様々なことを行っています。2つ目に、左下の緑色の部分がプラットフォーム事業者の自主的取組の支援、自主的取組というのは主に削除が念頭に置かれていますが、こういったものと、それらに対する透明性・アカウントビリティの向上の取組です。3つ目に、右上のプロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示に関する取組です。こちらについては後でご説明いたしますが、先般、国会で改正法案が無事成立いたしましたので、1年半以内に施行することとなっています。最後の 4 つ目に、右下のオレンジの部分ですが、相談対応の充実に向けた連携と体制整備です。こちらは、主に総務省で委託運営を行っている違法・有害情報相談センターに関する取組です。

2 ページ目以降で、この 4 つの柱に対応する形で手短にご説明させていただきたいと思います。まず 1 つ目の柱であるユーザに対する情報モラル及び ICT リテラシーの向上のための啓発活動についてご説明いたします。

2 ページ目は「インターネットトラブル事例集」で、総務省で毎年更新しているネットのトラブルに関する事例集です。この中で誹謗中傷への対応も追加いたしましたというのが 3 ページ目、4 ページ目です。

飛びまして、5 ページ目が「e-ネットキャラバン」で、総務省や文部科学省、あるいは通信事業者等で協力して行っている出前講座のようなものです。全国の小中高校に向けて、インターネットの使い方、SNS の使い方といったものについて無料で授業を行っているものです。この中でも、誹謗中傷に関するリテラシーの内容を付け加えさせていただきました。

6 ページ目は、法務省人権擁護局及び一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、こちらは SNS 事業者の業界団体ですが、こちらと共同で開設している啓発用のホームページです。人を傷つける投稿はやめましょうということと、傷ついてしまった場合にはいろいろな相談窓口がありますよということを広く周知しているプロジェクトです。

続きまして、7 ページ目、8 ページ目、9 ページ目のように、様々な形でこのような普及啓発を様々な媒体で広く公表しているところです。以上が 1 つ目の柱につい

てのご説明です。

10 ページ目以降が 2 つ目の柱である、事業者の削除の促進と透明性・アカウントビリティの向上のための取組についてのご説明です。

10 ページ目ですが、先ほど法務省からもご説明いただきましたように、総務省、法務省人権擁護局及び主要な SNS 事業者等で構成する実務者検討会を定期的開催しています。参加者はこのページに記載の事業者や団体の方々と、議題としては、もともとヘイトスピーチや同和地区の差別の問題を取り扱っていましたが、誹謗中傷の問題がクローズアップされるにつれて、そういった対応の是非についても議題としています。昨年 9 月以降、合計 3 回開催していて、人権擁護局の削除対応がいかに円滑に進むのかということを中心に回数を重ねているところです。

資料に記述はございませんが、1 ページ目の項目「2」の③にある透明性・アカウントビリティ確保の方策としては、総務省におけるプラットフォームサービスに関する研究会において事業者の取組状況のモニタリングを行っています。今年の 2 月には、国内外の主要なプラットフォーム事業者 5 社から、誹謗中傷に対する削除の件数あるいは削除を受け付ける体制といったものについてヒアリングシートの提出を求め、そういった対応がなされているのかのモニタリングをしています。また、この場で、先ほど法務省からご説明いただいた削除対応率及び件数についても、対外的には名前を隠す形で公開させていただき、事業者に対して、削除により適切に対応していただくようにという働きかけも行っているところです。

11 ページ目ですが、国際的な対応ということも深めていて、EU あるいはドイツ、イギリスといった国々と意見交換を深め、このインターネット上の違法・有害情報に対する透明性の確保や迅速な対応について、制度的枠組みをグローバルに重ねているところです。

3 つ目の発信者情報開示に関する取組について、12 ページ目は割愛し、13 ページ目、標題は「プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律案」という言葉になっていますが、これは成立済みで、改正された内容の説明の図です。大きく分けて 2 点のポイントがありまして、1 つ目は新たな裁判手続の創設で、発信者情報開示を円滑に進めるための新たな手続を創設したという点、もう 1 つが、ログインを要する SNS などの新しいサービスに対応できるように開示請求を行うことができる範囲を見直すという点です。

さらに、発信者情報開示を民間において裁判外でも円滑に、いわゆる任意開示と呼ばれるものが円滑に進むよう、民間においてガイドライン等を作成していくことの支援も行っています。この結果が 14 ページ目、15 ページ目ですが、一般社団法人セーフティーインターネット協会という事業者団体が新しいガイドラインをこの 4 月に策定したところです。いわゆる誹謗中傷に関する権利侵害、もう少し具体的に申し上げますと、名誉毀損に当たることが明白な場合を明確化し、事例として積み重ねて、裁判例もたくさん収録したガイドラインを民間団体において策定いただいたところです。こちらは今日の検討会で資料 3-2 として送付されております。

16 ページ目以降で、最後の柱である相談対応の充実に向けた連携と体制整備についてご説明いたします。16 ページ目が、総務省で委託運営を行っている違法・有害

情報相談センターのご紹介です。ネットのトラブルを広く受け付けていて、最も多い例としては、いろいろな誹謗中傷などを書き込まれてしまったけれども、消すにはどうしたらいいのかなどの相談を受け付けて、削除の方法をアドバイスするというのがこのセンターの典型的な使われ方です。人員を増やすなどの体制強化を行っているほか、17 ページ目以降に付しているこれまでの相談結果の分析をより進めていく予定です。

時間も過ぎてまいりましたので少し割愛しますが、ポイントとして 23 ページ目をご覧ください。先般の 2 月のプラットフォームサービスに関する研究会におきまして新たに公表した分析結果で、相談件数を各事業者ごとに集計したものです。このグラフの数というのは権利侵害数そのものではなく、あくまで相談者が、自分が困っているのはこのサービスですと申し出があったものをカウントしていますので、必ずしも権利侵害件数とイコールではありませんが、大まかな傾向としてはおよそ一致していると思っています。この事業者の順位を法務省の削除件数のグラフと見比べていただくと、概ね一致している傾向が分かるのではないかと思います。どのような事業者でトラブルが多いのかということの参考になると考えています。

24 ページ目は、違法・有害情報相談センター及び法務省の人権相談窓口、さらにはセーフティーインターネット協会の誹謗中傷ホットラインという、官民の様々な相談窓口を分かりやすくフロー図で示したものです。こうしたものを昨年 12 月に作成しましたが、こういった被害者救済のために分かりやすい窓口案内というの、機を見てたくさん広報していきたいと思っています。

最後、25 ページ、26 ページ目は「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」に関する工程表ですので、あくまでご参考という位置付けでございます。少し時間を取ってしまいましたが、総務省からは以上です。

○ 央戸 ありがとうございます。ただいま、法務省、総務省からご説明いただいた内容について何かご質問等がございましたら、ミュートを切っていただいてそのままご発言いただいてもいいですし、あるいは挙手など何らかの反応を示していただければと思います。いかがでしょうか。

曾我部先生、お願いします。

○ 曾我部 ご説明ありがとうございます。お伺いしたいのは、一部事業者の削除対応率についての関係ですが、法務省人権擁護局の統計で一部の大手の海外事業者において削除対応率が低いということと、他方で、総務省からご説明いただいた中で実務者検討会がなされているというご説明があったと思います。資料 3-1 のスライド番号で 10 ページですが、この実務者検討会の中で今の問題意識というのは、どういう形で議論されているのでしょうか。

○ 中川 総務省から先にお答えいたします。法務省の資料 2 と総務省の違法・有害情報相談センターの件数というものは、令和 3 年 2 月 17 日の検討会で事業者の皆様にお示しし、削除率、相談件数を提示させていただき、削除率にばらつきがあるとか、相談件数が多いところ、少ないところがあるということをご認識いただきました。個別の事例についても、事業者とそれぞれ確認して、こういった類型については削除についてこういう難しさがあるといったやり取りもしていくことで、円滑な

削除を進めていけばいいかというのを官民で検討しているというのが、この実務者検討会での大きなテーマというか、具体的な議論の内容です。もし補足があれば、法務省からお願いします。

○唐澤 法務省です。今、ご指摘がございました 2 月 17 日の会議というのは、その後の 2 月 25 日だったと思いますが、プラットフォーム研究会の事前のクローズドでの事業者との調整のような位置付けもあったかに思います。そこで今、総務省からご紹介があったように資料を示しました。このときの議論というのは、かなり白熱したところがございました。

これは事業者によって状況は異なりますが、例えば、Google さんはその後、真摯に対応してくださって、まだまだ発展途上だと思いますけれども、今後、法務省ともきちんと議論していきましようと言ってくださっております。この 4 月にも、Google さんとの間で個別に意見交換をさせていただいて、トラステッドフラグガー (Trusted Flagger) というのですが、法務省から削除要請をした場合に、Google さんの内部で報告、「フラグを立てる」という言い方になるそうですが、優先的にこちらの削除要請について審査をしていただくという立場に人権擁護局が立つということになりました。法務省としては、今後はその枠組みを用いて削除要請を行い、その結果についても Google さんからきちんと共有を受けて、さらに定期的に意見交換を繰り返して、お互いにどういうところに考え方の違いがあるのかということをも明らかにしながら取組を進めていきましようということになっております。

ですので、事業者によって対応が違えども、要請件数や削除対応率といった数値を提出させていただいたことについてはある程度意味があったかなと思っております。

○央戸 曾我部先生、よろしいでしょうか。

○曾我部 ありがとうございます。今、トラステッドフラグガーとおっしゃったのですが、ほかの事業者についてもまさにそのようなポジションが確保されるべきだと思っております。むしろ今までそうでなかったというのがある意味驚きであって、このような対応率の数値になっている理由がよく分かりませんのは、先ほどご説明いただいたような法曹有資格者も含めて慎重な判断を行った上で削除要請を行っているということが理解されていないためなのか、それとも日本法のある種の基準が先方とは全く違っていて受け入れられないためなのか。そういった辺りがこの削除対応率に表れていると思うのです。なので、そういうことも含めて積極的に協議を進めていただければと思います。

○唐澤 ありがとうございます。まさに今、ご指摘いただいた両面があると思えます。まだまだ我々の説明不足のところもあると思えます。特に今回、資料 2 の 1 ページのような数値を提示したことによって、削除要請しているのは立件した人権侵犯事件全てに対してではない、その一部に過ぎないということを、事業者にご理解いただく上で非常にいい機会になったのかなとも考えています。引き続き Google さん以外の事業者にもこのようなお願いをしていきたいと思っております。

○央戸 ありがとうございます。ほかに、法務省、総務省のご説明に、何かご質問あるいはご意見はございますでしょうか。よろしいようでしたら、次の論点整理で

も触れていただくことができますので、可能であればそちらでご議論いただきたく、ひとまず次に進みたいと思います。

議事次第の 9 番に移ります。本検討会で取り上げるべき論点等について、委員の皆様から、今回は検討会の初回ですのである意味ブレスト的ではございますが、ご意見をいただければと思います。法務省から取り上げるべき論点などについて、資料 1 としてたたき台をご提案いただいておりますので、まずは法務省からご説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

○唐澤 再びご説明申し上げます。先ほどご案内いたしましたとおり、法務省の人権擁護機関が削除要請してもなかなか削除に応じてもらえないといった類型もございます。また、違法性等の考え方が必ずしも明確ではない類型もございます。法務省の人権擁護機関としても判断に苦慮する場合がありますのが実情です。このようなことを踏まえて、今後、削除依頼を受けた事業者における削除等の対応が円滑に行われるように、皆様にご議論いただくことが有益と考えられる論点を整理させていただきました。お手元の資料 1 ですが、各論点項目の冒頭にその論点をとり上げた理由について書いていますので、以下、簡単にポイントのみ紹介させていただきたいと思います。

まず、1 ページ目の 1 ですが、インターネット上の表現行為により侵害され得る各種の人格権又は人格的利益の違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方に関する論点を掲げています。特に、「考えられる主な論点」の(1)では、平成 29 年の最高裁判例について取り上げていますが、注 1 にも書きましたとおり、検索事業者の提供する検索結果に関する事例であるこの決定の基準を SNS 上の投稿等にも用いる下級審裁判例も見られる現状を踏まえ、各種の人格権に基づく差止請求権の判断基準を検討する前提として、まず、本決定の射程範囲をご確認いただくのがよいのではないかと考えられたことから、この冒頭に掲げさせていただきました。

次に、2 ページ目の 2 ですが、SNS 等における「なりすまし」行為についてです。これに関する違法性や差止請求の判断の在り方、さらにはアカウント自体を削除できるのかといった削除の範囲に関する問題や、「なりすまし」行為の事例でよく見られる肖像権侵害の問題に関連して、近時問題となっているスポーツ選手に対する盗撮等の被害に関する問題、このようなものも掲げています。

なお、この 2 以下、「考えられる主な論点」と、「考えられる関連する論点」とに分けています。これは先ほど申し上げたような趣旨で 1 から 10 まで大きな論点項目を掲げたところですが、必ずしもこの大きな論点の直接の対象ではないけれども、これに関連して委員の先生方にご議論いただくことが有益ではないかと思われるものについて、「考えられる関連する論点」として掲げさせていただいたものです。

続いて、3 ページ目の 3 です。インターネット上の表現行為の特性を踏まえた事実認定や法的評価が必要となる様々な論点を掲げています。

さらに、5 ページ目の 4 ですが、個別の投稿それ自体では違法性が認められないものであっても、これが大量に投稿された場合には被害者は大変に苦しむことになることも踏まえ、このような事例を法的にどのように考えるべきかといった観点で挙げています。

5 ページ目の 5 ですが、個人の権利利益の侵害を肯定しにくい集団に対するヘイトスピーチに関する論点を掲げています。

6 ページ目の 6 ですが、識別情報の摘示、すなわち、先ほども申し上げたとおりですが、特定の地域を同和地区であると指摘する情報、これが個人の権利を侵害するといえるのかといった論点を掲げています。

7 ですが、誹謗中傷の書き込みを削除しないプロバイダ等の法的責任の判断基準を、従来の議論以上に具体化できるのかといった問題意識で掲げています。

7 ページ目の 8 は、5 のヘイトスピーチや 6 の識別情報の摘示などにも関連するもので、その前の 4 もそうですが、権利を侵害する違法な情報でなくても、事業者が自主的に対応していくことが望まれるものがあるのではないかという考え方で論点を掲げています。

9 ですが、地方公共団体がインターネット上の誹謗中傷の投稿についてモニタリングを行っています。こういった現状を踏まえて、インターネット上の誹謗中傷に対する行政機関の取組の在り方を論点として掲げました。ご説明は以上です。

○ 央戸 ありがとうございます。それでは、この検討会で取り上げるべき論点等について委員の皆様から自由にご意見を伺いたいと思います。

この論点整理につきましては、インターネット上の誹謗中傷に関する法的諸課題について、日頃より研究者、実務家、それぞれの皆様がお考えになる様々な論点とも密接に関連するものであらうと考えています。したがって、その議論も自ずと論点の中身に触れつつ論点として取り上げる、あるいはその論点自体のこうすべきであるということとも関連すると考えられますので、本日の残りの時間と次回についてはこの論点整理としたいと思います。取り上げるべき論点に触れながら、全体を大まかに俯瞰して一巡するようなご議論をお願いできればと思います。残り 1 時間程度ございますので、どの論点からでも自由にご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

森先生、お願いいたします。

○ 森 ありがとうございます。挙げていただきました論点はいずれも重要なもので、適切に挙げていただいたと思います。その前提で申し上げますと、1 の検索結果のときの「明らか」要件、すなわち(1)の平成 29 年最高裁決定の要件について、注 1 に検索でなく SNS 上の投稿等にも下級審裁判例が「明らか」要件を使っているとありますが、これはご指摘のとおりです。判例集等には表れておりませんが、混乱を招いている 1 つの大きな論点だろうと思います。また、「明らか」基準をどういう場合に使うのかということは、ここで議論すべき問題の最も根本的な表現の自由と被害者の救済ということのバランスに深く関わることですので、極めて重要な論点だと思います。

この論点と、6 ページ目の論点 7、書き込みを削除しないプロバイダ等の責任との関係をどう考えるかということです。論点 7 では「プロバイダ制限責任法は、書き込みを削除しないプロバイダ等が民事上の損害賠償責任を負わない場合を定めており、いかなる場合に損害賠償責任を負うかは解釈に委ねられている」と書かれており、まさにそのとおりなのですが、まず、プロバイダ制限責任法で免責される前に、

そもそもどういふ場合に損害賠償責任を負うのかという、免責の前に不法行為の成立要件の議論があるかと思ひます。また、不法行為の成立要件と差止めの要件が裁判例を見ていると結構関連付けて語られています。例えば、割とよく見かけるものとして、「差止請求や削除が認められるためには、不法行為が認められることのほか」みたいな表現が依然として存在し、かつ、「回復が困難な損害が生じていること」といった不法行為の要件と削除要件が絡まり合いつつ、いくつかのパターンがあるかと思ひます。そして、それがさらにややこしいことに、仮処分と本案と分かれているということになっていて、仮処分のほうはなぜか割と一律な基準が示されていて、本案のほうは裁判所が割とばらばら書いているというように思ひます。そもそも損害賠償請求の不法行為の要件と差止めの要件が具体的に裁判所でどのように考えられているかを、この論点 1 と 7 の前提部分として検討することはいいのではないかと思ひました。

○**夙戸** 森先生、ありがとうございます。巻先生、お願いいたします。

○**巻** 今の森先生のご意見はそのとおりだと思ひました。それから、先ほど法務省からのご説明では識別情報の摘示につきまして削除対応率が低く、なかなか海外事業者の理解が得られないということであったと思ひます。偶然に先日、ある新聞社からの取材でこのことが本当に問題でどうしたらいいのかといった質問を受けました。識別情報について法的にどう考えるかということも含めて難しい問題ですし、実際に悩んでいる方も多いという話も伺ったところです。先ほどのお話では削除対応率も低いということですので、まさにこの問題について取り上げたほうがいいと思ひました。

○**夙戸** ありがとうございます。森田先生、お願いいたします。

○**森田** 資料 1 の論点のたたき台の位置付けという性格については、先ほどのご説明を伺い、事象として関心が高い、あるいは重要性が高いものに従って論点をまとめていただいたもので、それをめぐって自由に議論していきましょうという趣旨のものと理解しております。その意味では、非常に意欲的で、盛り沢山な内容という感じがいたしました。

他方、これを最終的に取りまとめるときには、いくつかの座標軸を設定して整理をしなくてはならない問題があるかと思ひます。この座標軸の観点から見ると、いくつかの問題が混在している、あるいは複数の論点に横断的に関わる問題があるように思ひます。

先ほど森先生から論点 1 と 7 の関係についてご指摘がありました。いずれもインターネット上の媒介者として関与する者が差止請求の相手方になっていますが、検索事業という形で加わる者と、それからホスティングサービスを提供する者とは、媒介者といってもその性格や機能が大きく異なっており、それによって差止請求の判断基準は異なっていくのが問題となります。また、ホスティングの場合には、当該書き込みをした発信者本人も含めて複数の主体の間でそれぞれの判断基準はどう異なってくるかが問題となります。平成 29 年の最高裁判決は検索事業に即した判示をしていますので、私自身は、その点を捨象して「明らか」というところだけを切り取ってこれを一般化し、およそ差止請求の可否について法益間の比較衡量をす

るときには全て「明らか」基準になるというのは非常に乱暴な議論だと思います。今の論点 1 と 7 の関係というのは、媒介者の観点からすると、先ほどご紹介のあった実際の事例で問題となっているようなそれぞれの事業者がどのようなポジションに立っており、どういう立場で削除請求を受けているのかという主体の性格の違いによって差止請求の判断基準がどのように異なってくるのかという座標軸も必要になると思います。

もう 1 つ気になりましたのは、法益の観点から見ていきますと、いくつかの法益が並んでいるのですが、この相互の関係について整理を要するのではないかとと思われるところがいろいろあります。各事象別に議論していく中で出てくるような論点は次のフェーズで整理するというだけでもよいのかもしれませんが、例えば、名誉毀損との関連で言うと、誹謗中傷で中心的な問題でありながら非常に難しいのは、名誉感情という法益です。私はプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会のメンバーですが、この協議会のガイドラインでは、名誉毀損は対象としている一方、従来は名誉感情は対象としておりません。これに対し、先ほどのセーフティーネット協会のガイドラインでは名誉感情も対象に含まれていたかと思います。

名誉毀損に比べて、名誉感情になると判断が非常に難しくなってくるように思いますので、これをどのように考えたらよいかの一つの論点になろうかと思います。この論点整理では、名誉感情は、論点 1 のところの法益としては挙げられておらず、名誉毀損を中心として記されていますが、論点 4 の大量な投稿がなされた場合について検討するさいには、名誉感情が検討対象の法益に含まれてくるという位置付けになっています。法益別の侵害基準というのは損害賠償と差止請求とでも異なってくると思いますが、このようなマトリックスを作って法益別に整理していったときに、やや過不足が生じているような印象を受けます。

この論点のたたき台の性格は、先ほどのような趣旨のものと理解しましたが、そうしますと、それと併行して、いくつかの座標軸を設定してマトリックスを作って、どこに位置付けられる問題なのか、あるいは、落ちている問題はないかということ意識しながら議論を進めていくと有用ではないかと思います。

さらに 1 つ付言しますと、論点 2 や 6 で扱われる「識別情報」、「なりすまし」、「氏名権」や「肖像権」については、氏名や肖像の冒用はなりすましの手段として行われる場合がありますし、なりすましというのは、人格の同一性の侵害というか人格の混同が生じることですが、そのような人格の混同は氏名や肖像以外にも何らかの識別情報を用いることによってもたらされることがありますので、これらの概念は相互に密接に関連しているように思います。そのため、それぞれの論点で出てくる概念の相互の関係はどのように理解すればよいのかということも、論点を整理をする上での共通の座標軸として意識しておくことが必要ではないかと感じた次第です。

○**央戸** 貴重なご指摘をありがとうございます。曾我部先生、お願いいたします。

○**曾我部** 3 点申し上げます。1 点目は、今の森田先生のご発言の関係です。たたき台に挙がっている項目は、おそらく実務上お困りの点、お悩みの点だと思われるので、まずはこれらについて検討を進めた上で、森田先生からご指摘があったとお

り当然共通点等もあると思いますので、取りまとめをするときに最終的に整理していくという段取りということであれば、おっしゃるとおりかと思います。

2点目は、この検討会のスコープに関する話です。特に後ろのほうの論点になると、権利侵害の範疇を超えている、言い換えれば、権利侵害に対して削除要請をするというプラクティスの範疇を超えているような感触があります。ハード・ロー、ソフト・ローの役割分担、行政機関によるモニタリング等の項目が挙がっておりますが、この検討会の場としてどういうところまで挙げればいいのかということについて、何かお考えがあれば教えていただきたいということです。

3点目は個別の論点です。質問を含んでのお話ですが、例えばいわゆる在日認定のような、この人は在日であるという投稿などがあって、これは名誉毀損に当たるのかどうかというのは論点だと思います。個人的には前から引っ掛かっているところがあり、人権擁護局の実務の中で、こういうものであれば名誉毀損に当たるという整理がされているのであればこの場で改めて論点に挙げる必要はないと思いますが、その辺りの状況について教えてください。

○ 央戸 まず今の2点目と3点目について、法務省の唐澤さんから趣旨や事実関係についてご回答いただけますか。

○ 唐澤 まず、2点目のスコープの問題はまさにご指摘のとおりです。そもそもこの検討会の立ち上げの際に、いろいろな先生方とお話させていただきましたが、私どもの思いといたしましては、これまで総務省でも様々な検討会、あるいは事業者団体における検討会など様々な検討会があったと思いますが、そういう中で、基本的には、法務省としては実体的な権利について重点を置いた検討会があったらありがたいという思いがありました。そこで、この論点のたたき台においても、論点1として平成29年判例などを入れているところです。

後ろの論点になればなるほどソフト・ローの話なども含まれていて、範疇を超えているというのはご指摘のとおりかもしれませんが、他方で、この分野の議論は、そこまでスコープに入れながら、そこの役割分担をどうしていくのかということも含めて議論をすることがどうしても必要になってくるのかなと考えています。ここまではハード・ローできちんとできる、そこから先は別の課題として事業者の努力に委ねるべきだなど、いろいろな話も含めつつかなと思っています。とはいえ、私どもの気持ちとしては実体法の権利を中心にお願いできればと考えています。

それから、3点目のいわゆる在日認定に関する点については日下部からお話しさせていただきます。

○ 日下部 法務省の日下部です。3点目の、この人は在日だといったような認定をするような表現行為に関して名誉毀損と評価できるかどうかという点についてですが、これまでの法務省の人権擁護機関に寄せられたご相談事例における人権侵犯事件への対応の中で、具体的に整理したことはございません。むしろ、単に在日だというよりは、「チョン」というような差別的な言葉を使ったりして、文脈に照らして名誉感情侵害と判断されることが多かったのではないかと認識しています。曾我部先生がご指摘の論点は、非常に興味深く重要な論点だと思いますので、ご議論いただくことは十分考えられるのではないかと考えます。

○**中央戸** 曾我部先生、よろしいでしょうか。

○**曾我部** ありがとうございます。最後の点は、検討会の論点としてアイデンティティ権や様々な人格権の問題も扱われるということで、そういう中で触れることがあるかもしれませんが、その際にご議論いただければとも思います。それから、スコープの件は狭めるべきだという意味ではなく、単に確認する趣旨でございました。

○**中央戸** 橋本先生、お願いいたします。

○**橋本** 民法の観点からは、既にご説明いただいているとおりで、本案か仮処分かという点と、差止めか損害賠償かという点、また、被侵害権利についても名誉かプライバシーか、氏名か肖像かその他かというような区別で分けていくこと、さらに森田先生がおっしゃったプロバイダ、検索事業者や書き込んだ本人という形での主体の区別が必要なのだらうと思います。

いまの点とはまったく別のことですが、本検討会での議論を通じて検討した結果については、取りまとめとして、誰を名宛人としてどのような内容のものを出すことになるか、私が十分によく理解できていないところがあります。仮処分か本案か、あるいは損害賠償責任かといった言い方ですと、削除要請を考えておられるわけでもないように読めまして、最終的にどのようなものを取りまとめ、提出することをお考えなのかを教えてくださいますか。

○**中央戸** その点もこの場で議論していくべき点かと思いますが、まずは唐澤さんから、今の思いを教えてくださいますか。

○**唐澤** 先ほどもご説明申し上げたとおり、法務省の人権擁護機関としては、基本的に裁判実務に沿った判断をしていきたいと常に考えております。ですので、今のご質問に私の気持ちをお答えするとすれば、まさに裁判実務の運用の在り方をリードしていただきたい。そうすると、我々もそこに付いて行けるかなと思っております。

○**中央戸** 橋本先生、ひとまずよろしいでしょうか。そうすると、今のお話では誹謗中傷が裁判で扱われる場面を念頭に置いて、例えば、裁判官に実務上で参考になるような資料で、しかし最後は裁判官のご判断である、ただ、資料として、この問題に関わる被害者の代理人である弁護士、それから逆に削除を求められる事業者側の弁護士、それから事業者にとって裁判になったらこうなるということの予想がある程度はつきりすることにより、法務省での削除の要請、あるいはそれ以外の様々な場面での被害者の代理人からの削除要請なども、ここでの議論の整理を土台にしてやっていっていただくという形が望ましいのではないかと。差し当たり、このような方向性ということで、ひとまずはよろしいかと思えます。

まだ十分にお時間がありますので、引き続き自由にご意見をいただきたいと思えます。森先生、お願いいたします。

○**森** 先生方のご意見を伺っておりまして、特に森田先生の法益のお話はごもっともだと思えました。そういう意味では、今のたたき台としてご提示いただいた論点をもう少しカテゴリー分けしたものと、誹謗中傷の中心論点である名誉毀損やプライバシー侵害についての問題は、専ら差止めや不法行為の成立要件の問題を 1

番目のカテゴリーとして掲げる。2番目にそれ以外の法益として、なりすまされない権利やアイデンティティ権、またヘイトスピーチは法益侵害のおそれかもしれませんし、それから識別情報も同じような性質かもしれません。そういったものを2番目のその他の法益として入れられるのではないかと思います。

3番目として、さらにその他ということではいろいろな問題を入れていく。ハード・ローとソフト・ロー、行政機関によるモニタリングなど、私も唐澤さんと同じく、その他の問題は非常に重要だと思っておりますし、総務省の政策パッケージを見ても、1番目はリテラシーで、2番目は透明性ということですので、誹謗中傷対策全体について考えたときに、その他の問題ということは重要かと思えます。これを3番目として掲げれば、ジャストアイデアですが、3つのカテゴリー化ができるのではないかと思います。

○ 央戸 ご提案ありがとうございます。今の森先生のご提案を含めて、さらに自由にご議論いただきたいと思えます。いかがでしょうか。少し膨らませるために申し上げると、その他なのですが、確かに法益侵害として見たときに、氏名の冒用であったり、あるいは人格権の一部としてのアイデンティティが侵害されたとして被侵害法益で切れる部分もありますが、具体的な表現行為の類型分けという部分もどうしても出てきます。

ヘイトスピーチというのは、おそらく、ヘイトスピーチされない権利が何かあるのかや、あるいはヘイトスピーチによって侵害される利益はその状況によって様々ありますので、それをヘイトスピーチされない権利利益とまとめてしまうと、かえって問題がぼやけるところがあります。むしろ、表現者がどういう意図、どういう態様で表現しようとしているのかという、行為を狙っている部分がありますよね。識別情報の摘示の話も少し似たところがあるのかなと思えます。そうすると、被侵害利益と表現行為のタイプの相関のようなものを少し考えて整理していかなければならないのではないのでしょうか。名誉毀損は名誉の侵害ということで、言わば歴史的にも伝統的にもかなりかっちり固まっている部分があるとしても、被侵害利益と行為の両方から見ていかなければならない場面がどうしても出てくるのかなと、お話を伺って思ったところです。森先生のご指摘を伺って、共感すると同時にどうしたらいいかと悩み始めたところです。

○ 森 ありがとうございます。ご指摘のとおりです。先ほど、その他の法益のところでも名誉感情を入れるのを忘れてしまいました。これも裏側からといいますか、むしろ表側かもしませんが、表現の形態として「馬鹿」「あほ」「間抜け」「気違い」といったようなものがこれに関わりますので、表現と法益は裏腹なところがあると思えます。

○ 央戸 森田先生、お願いいたします。

○ 森田 法益について、いくつか気になっているところを少し述べたいと思えます。

まず、アイデンティティ権というのはいまだ確立した概念ではなく、一部そういう概念を使っている方がいるという状況にあると思えますが、そもそもアイデンティティ権という概念を使って議論することがよいのかということ自体が論点となるかと思えます。最終的な報告書でこういう概念を所与のものとして使ってしまうと、

お墨付きを与えるような形になりますので、そもそもアイデンティティ権とは何か、その法的意義について議論する必要があるのではないかと思います。

なりすましの問題は、他人になりすまして契約を締結するというような財産的な利益に関する場合もあります。ここで問題としているなりすましは、人格的利益に関わる場合ですが、なりすましによって人格の混同が生じ、それによって侵害される人格的利益には様々なものがあります。なりすまし行為自体がアイデンティティ権の侵害であると構成してしまうと、各事案で問題となっている具体的な被侵害利益を十分に特定しない議論になってしまうおそれがあります。

また、人格の同一性についても、リアルの世界とネットの世界で共通するような人格のほか、ネットの世界における固有の人格同一性を観念する人もいますし、ネットの世界とリアルの世界で人格が分かれることを認め、リアルとは違うネットの世界に固有の人格を使い分けることを認める考え方の人もいますので、この側面からは、人格の同一性にもいろいろな捉え方があることも問題になります。

それから、なりすましのツールの問題もあります。なりすますためには何らかのツールが使われますが、それには、氏名や肖像である場合もあれば、それ以外のさまざまな識別情報であったりします。このようなツールそのものが、氏名権や肖像権というように侵害利益と捉えることができます。さらに広く捉えると、不正アクセス防止法もそういうなりすましを可能とするツールを保護しているという意味があると思います。こうしてみますと、ツールそれ自体が法益として侵害されているとともに、そのツールを使って侵害される具体的な人格的利益もあるというように、侵害される法益も重疊的になっているのであって、その辺りを整理するには慎重な議論が必要ではないかと思います。どこかのタイミングで、そのような検討を経た上で、いわゆるアイデンティティ権といわれるものは、こういうものを指すとするという概念規定をし、その法的意義について整理した上で用いるのでなければ、かえって議論が混乱することになりはしないかということをし少し危惧するところです。

さらに、論点が前後しますが、検索エンジンの問題を考えるときに、そこで問題となっている法益は何かについても、検討すべき問題があるように思います。日本の最高裁はプライバシーという概念を用いてこれを被侵害利益にしましたが、欧州では、人格権の侵害というよりもむしろ、個人情報保護法制における個人情報の取扱事業者としての責任として位置づけて論じられている問題です。最高裁で問題となった事案は児童買春の犯罪歴ですから、人格的利益の侵害と捉えられやすかったわけですが、それに限らず、個人に関する様々な断片的な情報がネットの社会で集積していつまでも消えることなく残っていることで、それらを検索エンジンを用いて拾い集め、構成することにより様々な広い意味での人格的利益の侵害が生じるという問題が存在しています。これをプライバシーを被侵害利益として構成することは、解釈論としてはそこにかざるを得ないのですが、プライバシー権を広く自己の情報をコントロールする権利と捉えてみても、そこから落ちてくるものがいろいろ出てくるように思います。

検索エンジンの問題をより広い観点から包括的に捉えるときには、プライバシー権の議論を超えるところがあり、人格権といった主観的な権利というよりも、理論

的にはむしろ客観法の反映としての手段的な権利として位置付けるべきではないかと思っております。検索エンジンにおける法益の問題についても、プライバシー権ないし人格権ありきということではなく、本当はそこを超える問題があるのではないかと思います。

最高裁判決は、検索事業者に対する検索結果からの URL 等情報の削除請求をする要件について、統一的な判断枠組みを示したものとされますが、解釈論を組み立てるうえでかなり無理をしているというのは、法益の点以外についても、検索結果の提供は検索事業者自身による「表現行為」という側面を有する点についても指摘することができます。この点について、宍戸先生は、いかなる意味での「表現行為」であるかについては、検索事業者が一定の方針に従って一貫性を有する検索結果を表示するという、いわゆる鍵括弧付きの「表現行為」と捉えたとの理解を示されておりますが、私もそういうふう理解するほかなく、通常の「表現行為」ではないと思います。例えば、名誉毀損の情報がリンク先のウェブサイトにある場合に、当該ウェブサイトの URL 等情報を検索結果として提供する検索事業者が名誉毀損をしたといえるのかということ、名誉毀損という表現行為はしていないし、検索事業者に対して謝罪広告を命じることはできないと思います。検索結果として特定の URL にそういう情報があるという所在情報を示しているだけであり、一定の方針といっても機械的な方針に従って自動的に生成されるものですので、従来のパブリッシャーとディストリビューターでいうところのパブリッシャーとしての表現行為だというのはかなり無理があります。しかし、そう言わないと人格権やプライバシー侵害の枠組に載らないので、無理をして「表現行為」と言っているところがあります。したがって、法益の観点から見ても、検索事業者の法的位置づけの観点からみても、検索エンジンの問題は従来の人格権に基づく差止請求の問題を超えるところが多分にあると思います。少し先走りすぎたかもしれませんが、このような点も意識しつつ議論を組み立てていくということが必要ではないかと思っております。

○**宍戸** 貴重なご意見ありがとうございました。私も大いに共感しております。

巻先生、お願いいたします。

○**巻** 森田先生のお話などで、私の言うことはほとんどなくなってしまいました。特にヘイトスピーチの問題や識別情報の摘示の問題で、先生方もお話されたように、特に保護法益の具体的な内容をどう捉えるかというのは非常に難しいところで、プライバシー権との関係なども問題になるというのはまさにそのとおりかと思っております。ですから、この辺りの具体的な保護法益をどう捉えるかというところは非常に難しい問題で、宍戸先生もご指摘されたように、表現行為も含めて考えていかなければならないかと思われました。

ヘイトスピーチについて、これはインターネット上のということですが、インターネット外でのヘイトスピーチの問題について、今後、法務省において法制化等の関係で何か動きはあるのでしょうか。インターネット外でのヘイトスピーチとの整合性を考えていかなければならないという面もあるかと思っておりますので、教えていただければと思います。

○**宍戸** 巻先生の後半のお話はご質問ですので、唐澤さんからお願いいたします。

○唐澤 ご案内のとおり、平成 28 年にいわゆるヘイトスピーチ解消法が議員立法で成立しております。今のお話はこれに加えて、例えば法律の改正の動きということだと思いますが、この法律の在り方についても、現時点でもいろいろなご意見があるところだと思っています。現状、私どもとしては法改正の必要性も含めて議論の状況を見守っているという状況です。

○央戸 卷先生、よろしいでしょうか。

○卷 ありがとうございます。

○央戸 ほかにいかがでしょうか。森先生、お願いいたします。

○森 少し違う話を申し上げますと、まず繰り返しになりますが、今回挙げていただいた論点は網羅性が非常に高く、順番をどうするかということはあるにしても、全てやるべきもの、非常に重要なものは全て挙がっているように思います。

その上で、新しい論点として思い付くものがあるかということを考えてみましたが、仮にあるとすれば、その他の論点ということになりますが、最近スラップのようなことをやる方が現れてきています。特定の著名な人の代理人としてたくさん訴訟をするとか、あるいは一定の掲示板管理者に対して、一度にたくさん訴訟をするといったようなことがあります。それは勝てる訴訟ではないわけですが、それによって掲示板管理者は非常に大きな負担を感じたり、あるいは、「発信者情報開示をやりまくるよ」ということによって投稿を萎縮させたりするという状況がありますので、場合によってはスラップも取り上げていただいてもいいように思いました。

○央戸 ありがとうございます。曾我部先生、お願いいたします。

○曾我部 私も保護法益とは異なるお話を述べます。そもそも削除要請とは何かということ、更に言うと、削除とは何かということに関わると思うのですが、人権擁護局では削除要請をするという活動をされていて、その対象は、基本的には人権侵害であると確実に判断できるものであるというご説明でしたが、それに限定する必然性はどういうことであるのかということでした。1つは、削除要請というものは権力の行使で表現の自由に対して規制的效果があるということが考えられると思います。もう 1 つは、法務省の組織との関係で、法務省組織令を見ると「人権侵犯事件に係る」という文言があるので、こちらの縛りもあるのかと思います。

ただ、削除要請にはそれ自体に強制力がなく、だからこそ先ほどの削除対応率になっているということですので、その意味では、必ずしも削除要請そのものが人権制約とはいえないのだと言えれば、もう少し幅広に削除要請をするというポリシーも考えられるかなと思います。組織令では、人権侵犯事件に係る被害の予防という文言もありますので、そちらで読める部分もあるだろうと思ったりもします。

現に、識別情報の摘示に関しては、予防という言い方で削除要請されているということだと思います。ただ、ある地域が同和地区だということと個人のプライバシー侵害には相当な距離があるので、それとの関係で前から気になっているのはヘイトスピーチです。ヘイトスピーチはかなりリアルな害がある中で、識別情報への対応と集団的なヘイトスピーチとの温度差が以前から気になっています。

プライバシー侵害の予防だということと識別情報の摘示に削除要請を出せるのであれば、集団的ヘイトスピーチでも、少なくとも解消法の定義に当たるようなもの

は削除要請してもいいような気がします。これは個人の権利侵害ではありませんが、先ほどの整理からすると、予防という形で削除要請してもいいのではないかという気もします。

他方で、そういう形で人権侵害以外についても削除要請の幅を広げていくということになると、外枠はどこになるのかという話が出てくると思います。可能であれば、そもそも論的な部分の議論もされるといいのかと思いました。

○**央戸** おそらく、今の曾我部先生のお話を突き詰めると、政府の一機関である法務省が民間の事業者に対して削除を求めるということの法的な意味や根拠であったり、削除というときに相手に何を求めるのか、そしてどういう状態を実現しようとしているのかという問題であったりをきちんと考えなければいけないのではないかと思います。

当然、削除を求めるに当たって、裁判上それが実際に争われたときに損害賠償が成立するとか、仮処分等での削除を求められるというような、ある種の実体的な基準が最終的に裁判と揃うことが前提にあるとすると、そこを超えて、裁判で消すことになるか、責任があるかどうか分からないことまでそもそも政府が要求してしまっているのかという問題があります。先ほどの唐澤さんのお話で、まず実体的な基準についてきちんと議論するというのはまさにそのとおりで、謙抑的であると同時に、逆にそのことによって、まだ裁判で必ずしも確立していない、先ほどの法益の問題であったり、あるいはヘイトスピーチの問題のようなことについて、本来、政府による削除要請はこうあるべきではないかという議論の中から落ちてしまうものもあるのではないか。だから、そもそも削除を要請するということはどういうことか、削除ということで何を實現しようとしているのかという側からの議論も必要ではないかというお話と、私は勝手に受け止めたところです。

○**曾我部** おっしゃるとおりです。

○**央戸** 小川課長、お願いいたします。

○**小川** 総務省の小川です。大変アカデミックで、非常に貴重なご意見をありがとうございます。また、曾我部先生、央戸先生からのおまとめも非常に分かりやすく伺いました。

総務省としては、法務省の人権擁護機関からの削除依頼は社会的に期待が非常に高いと思っております。いろいろな人権侵害の投稿がインターネット上に出てきてしまっていることに対して、法務省から削除依頼があって、それに対してプラットフォームも含めて事業者がきちんと対応できる体制を整えていただくことが非常に重要だと認識しております。ですから、それをうまく進めるために、今回の検討会のご議論が出口としてうまくつながっていくようになると、行政としても非常にありがたいと思っております。

人権侵害の事案について今の基準のままとしても、まず判断基準についても明確化していき、透明化していくことは非常に有用かと思っております。それを通じてプラットフォームに対しても、先ほど法務省からも数が出ておまして、やはり削除対応率が低い事業者がいるわけですけれども、削除対応率が低い理由は何なのかとか、それに関して個別に削除対応率を上げるためにはどういう働き掛けをし

ていくことが有用なのかということについても、いろいろご議論いただき実現に結び付けていくことができれば非常に有用かと思っております。

また、今は当てはまっていない境界的な問題である大量に行われる場合や集団的なヘイトスピーチについても、類型についてご議論いただくのはありがたいことかと思っております。人権侵害というように明確になっているものと、領域を広げるものとは、もしかしたら少し分けて議論していくと、議論として分かりやすくなっていくのかと感じました。

○**央戸** 貴重なご指摘ありがとうございます。まだ若干時間がございますので、自由にご発言いただければと思います。

曾我部先生、お願いいたします。

○**曾我部** 現在の削除要請に要する時間の話です。やはり、こういうものはできれば迅速にということだと思います。他方で、先ほどのお話では法務省内で裁判官等の慎重な判断を経てということ、慎重さを強調されていたように思います。そうは言っても、慎重さと迅速性の両立が望ましいところで、その辺りの問題意識もこの場の論点になるのかは分かりませんが、現状はどれぐらいの期間が掛かっているのかということと、その辺りの改善の余地はないのかということ、今回のアジェンダに入るのか入らないのかといったようなこともあわせて感触をお聞かせいただければと思います。

○**央戸** 今のご質問と、そういうことを議論してもよいかということについて、唐澤さんからお願いいたします。

○**唐澤** いろいろありがとうございます。先生方から大きなご期待をいただいているように捉えております。そもそも、曾我部先生から削除要請というものは何かという、非常に深いご質問をいただきました。我々は、この手続は法務省の訓令に従って行っているところです。正しく今、曾我部先生にお調べいただいたとおり、組織法令の中には人権擁護局の権限というか、文章として調査救済手続をやるということだけは書かれております。では、一体どういう手続に基づいて行うのかということについて申しますと、今は手続に関する法律はございませんで、平成16年に当局で定めた訓令に基づいて行っています。

我々が削除要請をどこまでの範囲で行うべきかというのは非常に深い問題でして、これについては、にわかに結論を申し上げることはなかなかできないものですが、少なくとも今日申し上げられるのは、これはあくまでも任意のお願いですので、これを相手に受け入れてもらって理解していただき、対応していただかなければならないということです。そうすると、事業者、あるいは事業者を含め国民の皆様方の受け止めとして、やはり裁判実務でも結論は同じことになるというレベル感でやらせていただくのが、事業者にとっての納得感も一番得られやすいだろうし、その背後にいらっしゃる国民の皆様方の納得感も得られるだろうと考えているところです。任意、受け止め、納得感という辺りは、我々の現実的な仕事の範囲なのかと思っております。

もう1つ、時間がどのぐらい掛かっているのかという難しいご質問を頂戴いたしました。これをお答えするのはなかなか難しいところです。なぜなら、事案によっ

て、本当に大量の投稿というのがあります。単に、2、3、4ぐらいの投稿について削除したいというような申立てがあるとすると、それに対する判断は比較的早くできると思うのですが、事案によっては100ぐらいの投稿を一気に見てほしいというようなパターンもあります。こういう場合は、割と結論を出しやすいものから順に要請をしていくという工夫をしながら、なるべく早めに権利救済がなされるように努力しているところです。なので、お答えとしては事案によってまちまちですので、特定の数字を申し上げることはなかなか困難であるというお答えになってしまいます。いずれにしても、早く行うように努めています。

あと、最高裁がどのぐらいの処理期間の統計をお持ちなのかということ、もしよろしければ最高裁からお答えいただければと思います。裁判所の手続は、例えば相談者からの依頼を受けた弁護士が自分で事前に整理したものを裁判所に提出して、裁判所の判断はそこからのスタートになりますので、弁護士による整理の時間というものは含まれません。それに対して、我々の行っている業務はそういう整理も含めてのもので、裁判所の期間とパラレルに対比できるものではないのかなと考えており、念のため付言申し上げます。

○ 央戸 ありがとうございます。もし可能であれば、今の曾我部先生のご質問、あるいは唐澤さんからのご発言に関連して、最高裁からこの場でお示しいただけることがあればお願いいたします。

○ 岩井 最高裁民事局の岩井でございます。統計については今、手元になくて、おそらく私の把握している限りではご要望にお応えできるような統計は取っていないのではないかと思います。どのような情報をご提供できるかについては、内部で検討したいと思います。

○ 央戸 ありがとうございます。例えば、東京地裁の保全部において、インターネット関係で特にここで問題になるような類型について、どれぐらいの件数、どれぐらいの処理をされているかということがもし提出可能であれば、何となくの目安感ができるというのが1つです。

それから、法務省について申し上げますと、これも事件によりけりであろうと思うのですが、資料2の3ページ目に挙げていただいている類型別のもので際立っているものがいくつかございますよね。具体的な事業者名ということになると難しいかもしれませんが、例えば比較的早く消されるような私事性的画像記録の類型では、どれぐらいの件数、時間で判断されたのか。他方で、なかなか消されないというお話があった識別情報の摘示では、例えばYouTubeでもいいですし海外事業者でもいいのですが、結果的に事業者を受け付けられなかったとしても、どのぐらいの時間を掛けて要請の是非について判断しているのか。表現の類型、事業者の類型の中で際立って削除対応率が非常に高いもの、逆にほとんど受け付けられないというところも含めて、類型をいくつか抜き出して、そこで大体どれぐらいの時間が掛かるかということ、肌感覚でも、緻密に7.57か月というのではなく、大体1年とか大体2か月といったような数字が分かると、少し議論の目安になるかと思ったところです。これは私の感想です。最高裁、法務省にご検討いただければと思います。

○ 唐澤 承知いたしました。

○**央戸** 難しいかもしれませんが、最高裁にも少し検討していただければと思います。

○**岩井** はい。

○**央戸** ほかにいかがでしょうか。森先生、お願いいたします。

○**森** 今、曾我部先生と唐澤さんのお話を伺っておりまして、削除要請とは何かという話は9番の行政機関によるモニタリングという論点で行うことになるのだろうと思いますが、その議論の際に踏まえるべき条件がありまして、今、法務省でされているように直接される場合もあれば、もしかすると、間接的に、委託で行う相談センターのような場合もあるかと思えます。やはり、備えるべき特性というものは自ずとあると思えますし、情報の公開による透明性のようなこともあると思えます。そういうことを全て9番で議論できるのではないかと思いましたし、おそらくそれは有意義なものになると思えました。

○**央戸** 橋本先生、お願いいたします。

○**橋本** 民法の観点からすると、削除は差止めの話になりまして、従来は差止めを権利構成というか、人格権に基づくという形で基礎付けてきました。保護法益を広げていきますと、権利構成とのつながりをどうするのかとか、差止めが権利でないものにも広がっていった利益でもいいのかという話が、理論的には出てくるかと思えます。

もう1つは、要するに差止めには分からないところが多いという話になるのですが、差止めの要件は、実はそれほど明確に議論されているわけではないと思えます。損害賠償と差止めの要件がどのように違うか。同じ侵害につき、そもそもどちらのほうが要件が厳しいのか、あるいは同じでいいのかという次元の話もあります。

それから、判例に沿った形で実体的な基準を立てていくとなると、名誉毀損に関しては北方ジャーナル判決がありますが、かなり特殊な事例に関する判例で、また、出版ですので、オンラインというか、この検討会で取り上げるインターネットの場面にどのように持ち込むかという問題があります。プライバシーに関しても、最高裁判例があるのかどうかよく分からないような状況で、また、出版の場面で下級審も差止めをどういった要件で判断しているのか実はよく分からないという状況の下で、インターネットの場面ではどうなのかという話になってきます。

他の委員の先生方から、かなり先端的な問題をご提起いただいているのですが、最も基本的なところもかなり難しいものがあるのではないかと考えているということだけ申し上げます。

○**央戸** ありがとうございます。私は橋本先生がおっしゃることは非常に重要な論点だと思っています。資料3-2の権利侵害明白性ガイドラインを策定されたセーフティーインターネット協会は優秀な弁護士を抱えておられますので、LEX/DBや判例秘書などのデータベースに出ているような裁判例から、開示に至った例、そうでない例などをいろいろ調べていただいておりますが、これを見てもばらつきがあるなと思えます。

それが、ここで問題になる削除要請、そして裁判でいうと本案であれ仮処分であれ、人格権ないし何らかの権利利益に基づいての削除が認められる場合の要件につ

いて、私は少し不勉強ですので民法の先生による体系書や実務的なガイドブックのような中で体系的に整理されているものがあるかもしれませんが、例えば一度、商事法務研究会に委託して、ここでの関心に従って調査し、整理していただければどうか。もちろん最高裁のご判断が出る前に、この検討会の名をもって判断枠組みを提案することはできないと思うのですが、しかし、先ほどアカデミックと言っていたいただきましたが、今の裁判例がどう動いていて、どういうところが相場観なのかということを検討会として調べて、その前提で法務省の削除要請の基準はこの辺りではないかというような議論を組み立てていく、今の裁判実務のトレンドを踏まえて基礎を固めてその先に行くということも、今後の検討会のやり方としてあり得るかと思ったところです。

ほかにはいかがでしょうか。森田先生、お願いいたします。

○森田 その他の論点に関係して、この検討会では、発信者情報開示の問題は扱わないという理解でよろしいでしょうか。主として法務省の人権擁護機関が削除要請などをする場面で役に立つ論点を取り上げるという観点からいくと、法務省では発信者情報開示の要請はしないので対象外ということなのではないでしょうか。

ただ、今回のプロバイダ責任制限法の改正でも、開示請求の手続は増えたものの、発信者情報開示請求権という実体権そのものの要件は変わっていないので、「明らか」基準を採っているという意味では、先ほどの論点 1 の問題と共通する面があると思います。

発信者情報開示の問題がここに挙がっていないのは、先ほどのような理解でよいかということ、初回ですので確認させていただきたいと思います。

○央戸 それでは、唐澤さん、お願いいたします。

○唐澤 森田先生のおっしゃるとおりです。少なくとも、私どもには発信者情報開示の論点をお願いしたいという意思はございません。ただ、「明らか」要件に関連するときに、当然ご議論として出てくるものだとは思っております。

○森田 この検討会での議論の取りまとめの名宛人が誰かという最初のほうの議論に関わるとは思いますが、論点 1 の「とりわけ事業者等の関心が高い」という文言をみると、事業者がいろいろな請求を受けたときにどう対応すべきか判断に迷うときに、判断の基準のガイドラインがあればその利用に資するという意味だとすれば、発信者情報開示請求を受ける事業者の関心は高いと思います。

そういう趣旨ではなく、裁判になったときにどういう判断がなされるかというのは、それに近い判断を法務省の人権擁護機関でした上で、そういう専門性の高い判断のスクリーニングを受けて削除要請をするときの指針として役に立つということだとすれば、ある意味で名宛人は法務省の人権擁護機関に向けられているものであり、そして、この人権擁護機関での判断は、裁判で争われたときの裁判官の判断とほぼイコールと考えてよいので、裁判実務に沿った判断を検討するという、そういう理解に立つということなのではないでしょうか。

○唐澤 おっしゃるとおりです。

○央戸 私も事業者の関心のときに少し申し上げたかと思いますが、おそらく、法務省の人権擁護機関から削除要請が来たときに、これはこういう根拠で言っている

ということが分かって、事業者の内部でこれは応えなければ駄目だという、言わば手の内というか、人権擁護機関の基本的な考え方が分かることで、その上で個別の削除要請などについてよりよく対応できるという部分があると思います。そういう意味で、ある程度の考え方を事業者に対して示しておくことが、事業者のメリットにもなると思っておりました。

必ずしも、この場で発信者情報開示についてまではそれ単体として議論する必要はないのではないかと。それについては、先ほどのセーフティーインターネット協会のペーパーもありますし、またおそらく、森田先生のご趣旨もそうだと思いますが、別の仕切りとして人権擁護機関を挟む必要のないところですので、この議論に関わる限りで触れたり検討したりするという扱いでよろしいでしょうかということ、この場で確認しておきたいと思います。そういう方向でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 央戸 ありがとうございます。ほかに何かご発言はございますか。大体、予定した時間となりましたが、よろしいでしょうか。初回の顔合わせということでどうなるかと心配しながら臨んでいましたが、先生方には様々な議論をいただき、また、最終的にこの検討会での結果を、どういうアウトプットで、誰にどういうふうに読んでもらうのかということについても、様々のご示唆やご指摘をいただきましたので、今後の議論を進めるに当たって非常にやりやすいなと思っていますところ。

今日いただいたご指摘とご意見について、事務局や法務省も含めて、私も関わって整理させていただき、今日用意したこのたたき台を少しバージョンアップいたします。そして、それを踏まえて、論点の洗い出し、違う整理の仕方があるのではないかと、並び順はこれでいいかと、ほかにもこういう論点があるのではないかと等のご議論をいただくというようにさせていただければと思います。

次回は、引き続き論点整理を行い、この検討会で扱うスコープについて取りまとめをしたいと思っています。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 央戸 ありがとうございます。その日程ですが、あらかじめ事務局で先生方のご予定の確認をさせていただきまして、ご都合が付かない方もおられるかとは思いますが、今のところ、5月18日(火)の18時～20時と予定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。もしご都合が悪い場合は、事務局にご一報いただければと思います。ご欠席の場合でも、事前に資料をご覧いただいて何かご意見などがあればお寄せいただければと思います。

こちらで予定した議事項目は以上です。それでは、以上で、インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会の第1回会議を終了いたします。夜遅くでしたが、ご参加いただき、また、ご意見をいただきありがとうございます。